

7世教相第193号
令和7年10月20日

お茶の水女子大学
キャリア支援ご担当者様

世田谷区教育委員会事務局
教育総合センター
教育相談課長 竹内 明彦

職員採用選考実施要領の送付について

貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、世田谷区教育委員会の教育相談事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当区教育委員会では、添付した実施要領のとおり教育相談関係非常勤職員の採用選考を実施することになりました。

つきましては、実施要領を送付させていただきますので、関係者・希望者等に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、実施要領につきましては世田谷区のホームページ内『職員採用』からダウンロードも可能ですので、併せてご周知の程よろしくお願い致します。

お問合せ先

〒154-0023

世田谷区若林 5-38-1 教育総合センター

世田谷区教育委員会事務局

教育相談課教育相談係

電話：6453-1511

令和8年4月採用 世田谷区教育相談事業心理職(会計年度任用職員)採用選考実施要領
世田谷区教育委員会

1. 採用職種

- (A) 心理教育相談員 若干名
(B) スクールカウンセラー 若干名

※令和8年4月より、上記(A)(B)の職種を「教育心理相談員」に統合予定。これに伴い、令和8年4月以降、職務・勤務場所について変更となる。

2. 応募資格

大学(短期大学を除く)または大学院において心理学領域を主として専攻し、卒業又は修了(令和8年3月末までの見込みを含む)した者で、教育相談全般にわたる専門的知識・技能を有する者。

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。(3頁参照)

3. 選考方法及び日程

- (1) 第一次選考 書類選考(申込(履歴)書、論文を基に選考する。)
(2) 第二次選考 面接選考(令和7年12月13日(土)※予定)
※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。

4. 選考結果

最終合格者は令和7年12月15日～令和9年3月31日の間、合格者名簿に登載する。なお、任用際には希望職種を考慮するが、希望職種に任用するとは限らない。

※第一次選考の結果通知は令和7年12月上旬発送予定。12月9日(火)を過ぎても到着しない場合は、12月10日(水)午後5時までに下記「11. 問合せ先」まで問い合わせること。

※第二次選考の結果通知は令和7年12月下旬発送予定。その後、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。

※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。

5. 勤務条件

- (1) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)(世田谷区教育委員会任用)
- (2) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり。)
- (3) 報 酬 (A) 心理教育相談員
①報酬月額 248,685 円(令和7年度現在。変更予定あり。)
(地域手当相当分含む。通勤手当別途支給(月額上限 55,000 円)。)
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合がある。
②期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合に支給
(B) スクールカウンセラー
①報酬月額 251,882 円(令和7年度現在。変更予定あり。)
(地域手当相当分含む。通勤手当別途支給(月額上限 55,000 円)。)
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合がある。
②期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合に支給
- (4) 休 暇 14日(令和8年4月1日に採用した場合。以降、任用期間に応じて減あり。)
※その他慶弔休暇等、条例等に規定する休暇制度あり。
- (5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、月14日から17日の範囲内で所属長が指定する。
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用した場合、総勤務日数192日。)

(6) 勤務時間 下記の時間帯内で実働7時間 45 分勤務、1時間休憩あり。

(A) 心理教育相談員

①午前8時30分～午後5時15分

②午前9時30分～午後6時15分

※①②のシフトを各相談室内の職員で割り振って毎月の勤務シフトを決める。

(B) スクールカウンセラー

午前8時00分～午後5時 15分

※(A) (B) いずれも原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じることがある。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給する。

(7) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり。

(8) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

(9) そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがある。

②勤務場所は、原則敷地内禁煙。

6. 勤務場所

(A) 心理教育相談員 教育総合センター(不登校支援窓口)、教育総合センター(来室相談)、教育相談室分室(区内3カ所)のうちいずれか

(B) スクールカウンセラー 区立小学校61校、区立中学校30校のうち3校または2校

7. 主な職務

(A) 心理教育相談員 幼児・児童・生徒及び保護者への面接相談、電話相談、就学相談、区立小・中学校・幼稚園の教育相談活動への支援等

(B) スクールカウンセラー 児童・生徒及び保護者への教育相談、校内組織や教員への助言・援助、他相談機関との連携、その他学校教育相談活動への協力等

8. 申込書等の配布

(1) 「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「11. 問合せ先」窓口にて配布する。

(2) 世田谷区ホームページ『職員採用』から「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。

9. 申込期間

令和7年10月15日(水)午前8時30分～令和7年11月14日(金)午後5時まで

10. 申込方法

(1) 令和7年11月14日(金)午後5時(必着)までに、下記「11. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参又は郵送の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。持参・郵送以外の方法(電子メール・FAXによる電送等)による場合は受理しない。

(2) 「申込(履歴)書」の職種希望順位欄には希望する順位を付すこと。ただし、第1希望職種に任用するとは限らない。

(3) 提出書類の作成に際しては全て自筆で記入すること。また、「申込(履歴)書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に①写真もれ(「申込(履歴)書」のみ)、②記入もれ、③事実相違があった場合は不合格とする。

(4) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。

11. 問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課 教育相談係

電話:03(6453)1511

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1(教育総合センター1階)

***【地方公務員法第16条（欠格条項）】**

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。

自己申告書

令和7年10月15日

私どもは、この求人申込みの時点において、求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合をいいます。

事業所名 世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課

事業所所在地 東京都世田谷区若林5-38-1

代表者名 竹内 明彦



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

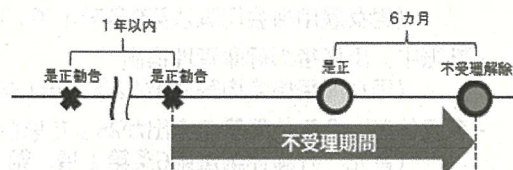
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



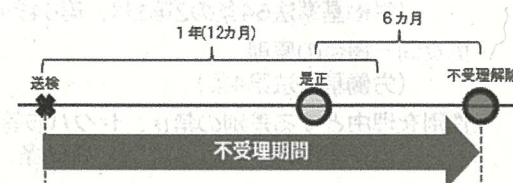
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

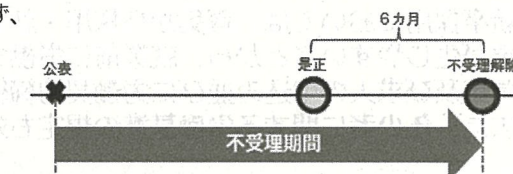
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 強制労働の禁止
(労働基準法第5条)
- ・ 賃金関係 (最低賃金、割増賃金等)
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・ 労働時間
(労働基準法第32条)
- ・ 休憩、休日、有給休暇
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)

2. 仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
(男女雇用機会均等法第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項)
- ・ 妊娠中、出産後の健康管理措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・ 育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第16条の3第1項、第16条の4、第16条の6第1項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項、第52条の5第2項)
- ・ 所定外労働等の制限
(育児・介護休業法第16条の8第1項、第16条の9第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条)
- ・ 妊娠婦の坑内業務の制限等
(労働基準法64条の2第1号、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ・ 男女同一賃金の原則
(労働基準法第4条)
- ・ 性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

- ・ 労働条件の明示
(労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項 (労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第2項及び第3項)
- ・ 年少者に関する労働基準
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	世田谷区教育委員会教育相談課	求人番号			記入日： 令和 7 年 10 月 15 日
------	----------------	------	--	--	-----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 会計年度任用職員 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 9 人	2年度前 5 人	3年度前 8 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 2 人	2年度前 1 人	3年度前 2 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 2 人	2年度前 1 人	3年度前 0 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 7 人	2年度前 4 人	3年度前 8 人
③	平均継続勤務年数	年			7.4 年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	新規採用者研修、全体研修、事例検討等
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【 会計年度任用職員 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間 時間	0 時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数 日	12.2 日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 人	男性 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 %	管理職 %

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号